

5. 計画の推進に向けた取組み



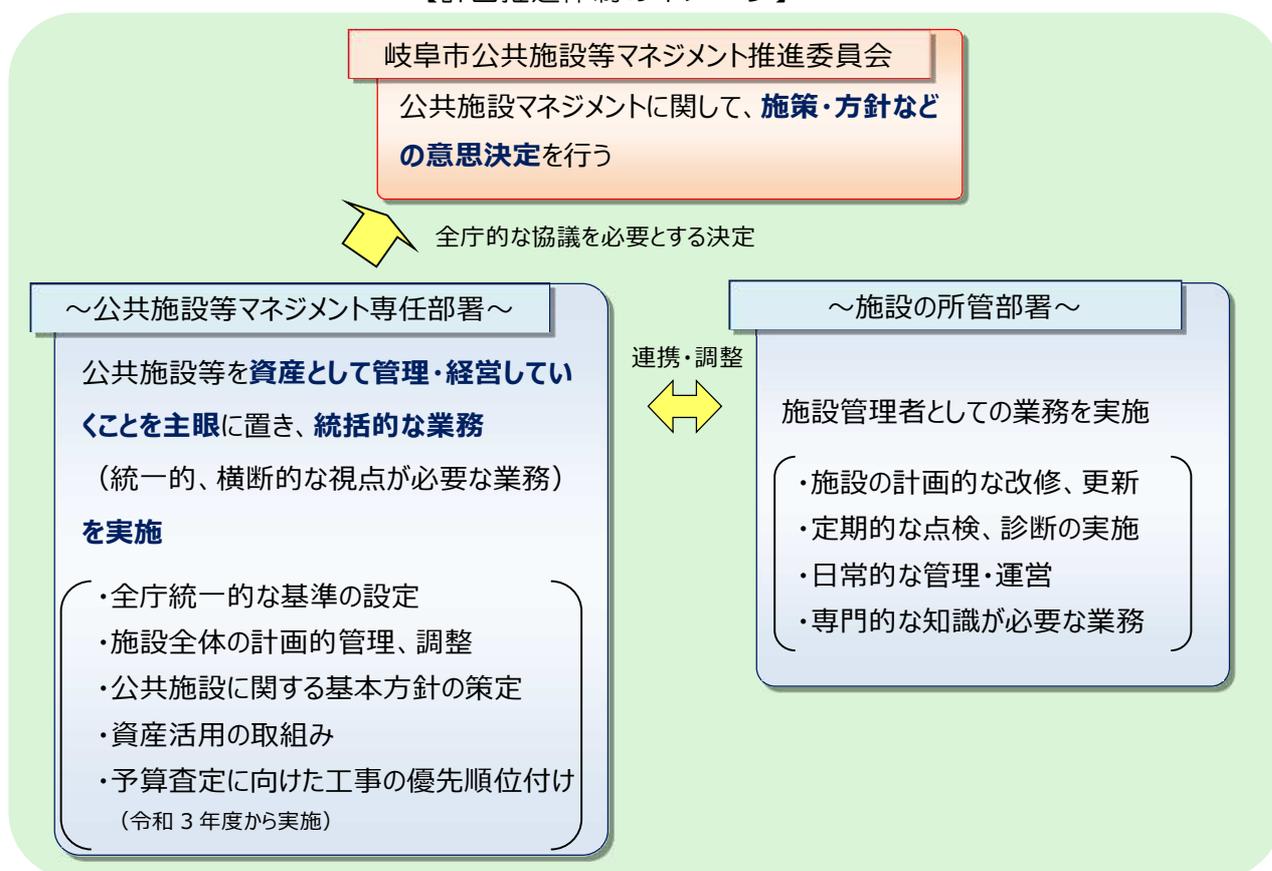
5. 計画の推進に向けた取組み

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

マネジメントの基本方針に基づき、市の保有する公共施設等を総合的に管理するため、公共施設等マネジメントの専任部署が、全庁横断的な視点から、公共施設等マネジメントに関する取組の統括的役割を担っていきます。

また、マネジメントに関する施策・方針などは、平成29年7月に設置した「岐阜市公共施設等マネジメント推進委員会」により協議・決定を行っていきます。

【計画推進体制のイメージ】



(2) フォローアップの実施方針

本計画は、10年間の長期計画であるため、5年間隔を目途に、PDCAサイクルによる見直しを行い、実現性・実効性を確保した計画とします。

修繕、更新等の具体的な施策は、個別施設計画を基に計画的に推進していきます。

施設情報をデータベースに蓄積・整理し、カルテ等で「見える化」することで、施策の効果検証を毎年度実施します。また、それらの計画に見直しが必要な場合は、全庁横断的な視点に立ち、本計画をはじめとした各計画の整合性に留意しながら改善を実施します。

なお、一連の取組の考え方や進捗状況については、市民の皆様に広報やホームページを通じた情報共有を図っていきます。

【フォローアップの実施】

